放射性輸送物に関する説明	放射性輸送物の総重量		
	運搬する放射性同位元素等の仕様（注9）	核種	
		数量	
		重量	
		物理的状態（注10）	
		化学形等（注11）	
		密封の状態（注12）	
	容器（注13）	容器の名称	
		外形寸法	
		重量	
		容器承認を受けたものは、承認の年月日及び番号	
		容器の維持の状況	
運搬する方法に関する説明（注14）	使用する運搬機器の種類（注15）		
	運搬機器への積付け方法		
	携行する書面及び携行器具等		

注　1　「整理番号」　この欄には、記載しないこと。
2　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　文部科学大臣に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。
3　「文部科学大臣」　登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長あてとすること。
4　「許可届出使用者等の区分」　許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はそれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び事業の区分を併せて記載すること。
5　「連絡員の氏名」　ＦＡＸ番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
6　「運搬の目的」　当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。
7　「放射性輸送物の名称」　放射性輸送物の通称を記載すること。
8　「放射性輸送物の種類」　ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物の別を記載すること。
9　「運搬する放射性同位元素等の仕様」　運搬する放射性同位元素等の核種及び化学形等ごとに記載し、数量の単位としてはベクレルを用いること。
10　「物理的状態」　気体、液体等の状態を記載すること。
11　「化学形等」　文部科学大臣の定める化学形等の区分を記載すること。
12　「密封の状態」　放射性同位元素を被覆しているカプセル等の材料、材質、厚さ等記載すること。
13　「容器」　容器の一部を分離して使用することのできるものにあつては、それぞれの容器の部分ごとに記載すること。
14　「運搬方法に関する説明」　簡易運搬を行う場合のみ記載すること。
15　「使用する運搬機器の種類」　自転車、台車等具体的に記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　この申請書の提出部数は、１通とすること。
3　この申請書には、第18条の15第１項（同条第２項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第１項第２号及び第３号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第十九（第18条の17関係）

整理番号　（注１）		

容器承認申請書

所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。

年　月　日

文部科学大臣　殿

住　所　　電話番号
氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第３項の規定により容器の承認を申請します。

収納する同位元素等の放射性仕様（注２）	核種	
	数量	
	重量	
	物理的状態（注３）	
	化学形等（注４）	
	密封の状態（注５）	
放射性輸送物の種類（注６）		
放射性輸送物の総重量		
容	容器の名称	
	外形寸法	
	重量	
	承認容器として使用することを予定している期間	